

○『神戸女学院大学論集』規程

2014年6月27日

研究所総会制定

(目的)

第1条 神戸女学院大学（以下「本学」という。）が発行する『神戸女学院大学論集』（以下「本誌」という。）は、神戸女学院大学研究所規程第5条に定める所員（以下「所員」という。）の研究発表を目的として発行する。

(発行回数)

第2条 本誌は、原則として年2回発行する。発行時期は6月及び12月とする。

(投稿資格)

第3条 原稿を執筆し、本誌に投稿できる者は、所員とする。なお、本学を退職した元所員についても、原則として次のとおり投稿できるものとする。

(1) 定年退職者（選択定年を含む。）は、満71歳に達した日以後における最初の3月31日まで（原稿受理日を基準とする。）

(2) その他退職者は、退職後1年間（原稿受理日を基準とする。）

2 所員以外の次に定める者は、原則として、任期中及び任期満了後1年間（原稿受理日を基準とする。）は、本誌に投稿できるものとする。

(1) 神戸女学院大学特別客員教授規程に定める特別客員教授

(2) 神戸女学院外国人教員採用規程第2条第4項に定める客員教員

(3) 神戸女学院大学非常勤講師規程第2条に定める非常勤講師

(4) 神戸女学院大学訪問研究員規程に定める訪問研究員

(5) 神戸女学院大学大学院博士研究員規程に定める博士研究員

(執筆者)

第4条 執筆者は、原則として第3条各項に定める投稿資格をもつ者とする。

2 共同執筆の場合は、投稿資格をもつ執筆者が含まれていなければならない。

(研修の受講)

第4条の2 全ての執筆者は投稿にあたり、本条各項に定める研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修（以下「研修」という。）を受講しなければならない。

2 執筆者のうち所員は、本学が実施する研修を受講するものとする。

3 所員以外の執筆者は、次のいずれかの方法で研修の受講を証明しなければならない。

(1) 本学の研修をオンデマンド受講する。

(2) 所属研究機関発行の「受講証明書」、あるいは各種研究倫理に関するプログラム (APRIN e-ラーニングプログラム、日本学術振興会 研究倫理e-ラーニングコース等)の「受講修了証」(名称は受講プログラムによる)を提出する。

(3) 削除

(原稿要件)

第5条 投稿原稿は、未発表のものに限る。

(原稿書式)

第6条 投稿原稿は、原則として横書きとする。ただし、内容の性質上縦書きでなければならない場合はこの限りではない。

(原稿分量)

第7条 投稿原稿の分量は、以下のとおりとする。

(1) 邦文原稿

本文・注・文献リスト・図表をあわせて24,000字以内(16頁以内)とする。

(2) 欧文原稿

本文・注・文献リスト・図表をあわせて10,000語以内(20頁以内)とする。

(提出物)

第8条 投稿時の提出物は、次のとおりとする。

(1) 原稿

(2) 投稿カード

2 投稿論文は、執筆スタイルを明示するものとする。

(原稿の提出期日)

第9条 原稿の提出期日は、各号につき、研究所委員会が決定する。

第10条 本誌への掲載は、研究所委員会が決定する。

(校正)

第11条 執筆者による校正は再校までとする。校正は字句の修正にとどめ、原稿改訂は原則として認めない。

2 校正の提出期日に遅れた原稿は、本誌への掲載は行わない。

(原稿の修正)

第12条 原稿の修正は、研究所委員会が決定する。

(投稿料)

第13条 本誌への投稿料は、無料とする。ただし、次の場合は執筆者に対して別途実費を

請求する。（執筆者が複数の場合は筆頭執筆者に請求する。）

(1) カラー印刷

(2) 第7条に規定する頁数を超過した場合

(著作財産権)

第14条 本誌に掲載された原稿の著作財産権は、神戸女学院大学研究所に帰属する。

2 引用に伴う著作権に関係した紛争は、すべて執筆者の責任となる。

3 本誌掲載の原稿を、執筆者が他の著作に収録・転用する場合には、あらかじめ文書によって神戸女学院大学研究所の了解を得なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めのない事項については、研究所委員会が決定する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究所委員会の議を経て、研究所総会が行う。

附 則

1 この規程は、2014年6月27日から施行し、2014年4月1日から適用する。

2 『神戸女学院大学論集』編集規定（2006年12月1日研究所総会制定）は、廃止する。

3 『神戸女学院大学論集』投稿・執筆規定（2006年12月1日研究所総会制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2017年12月1日から施行する。（2017年12月1日改正）

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。（2018年11月23日改正）

附 則

この規程は、2019年7月5日から施行する。（2019年7月5日改正）